

《令和2年度》

**道志村教育委員会
自己点検・評価報告書
(令和元年度分)**

**令和2年8月
道志村教育委員会**

目次

はじめに	1
I 令和元年度道志村教育委員会の活動等における自己点検・評価の対象	2
1 教育委員会の活動	
2 教育委員会が管理・執行する事務	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	
II 道志村教育委員会の自己点検・評価	4
(自己点検・評価シート)	
III 道志村教育委員会の自己点検・評価	5
1 「教育委員会の活動」について	
2 「教育委員会が管理・執行する事務」について	
3 「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」について	
4 総合評価	

はじめに

道志村教育委員会では、学校教育や社会教育に求められる政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、村長との連携の強化を図るため、総合教育会議を設置し、本村における教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進しております。

また、村の将来像に「人と自然が輝く水源の郷」を掲げ、人間愛・郷土愛・自然愛を基調に、自然の恵みと文化の香り高く、この地に生きること誇りを持ち、明るく活力ある未来を創造していくことを本村の教育の使命とし、この実現を目指し、効果的な教育行政の推進に取り組んでおります。

そこで、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、平成28年度から前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について自己点検及び評価を行ってきました。

この報告書は、道志村教育委員会が令和元年度に執行した、1. 教育委員会の活動、2. 教育委員会が管理・執行する事務、3. 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務について自己点検・評価を行い、まとめたものです。

今後、自己点検・評価の在り方の工夫に努めながら、この結果をその後の教育行政に反映させ、事業の改善を図ってまいりたいと考えています。

令和2年8月

道志村教育委員会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

I 令和元年度道志村教育委員会の活動等における自己点検・評価の対象

1 教育委員会の活動

道志村教育委員会は、毎月1回の定例会議を開催しており、令和元年度は、定例会議を12回と臨時会を1回開催し、27件の議案について審議を行い、75件の報告案件については、内容を確認し必要に応じて同意等を行った。また、総合教育会議を1回開催し、会議において道志村教育大綱の見直しを行うとともに、村の教育行政の課題等について協議を行い、首長との連携強化を図った。

上記以外にも、教育委員は学校訪問や入学式、卒業式、運動会等の各種学校行事、社会教育・社会体育事業、道志村及び教育委員会が主催する行事や会議等へ出席し、学校での児童生徒の様子を確認すると同時に関係機関との連携を図った。

2 教育委員会が管理・執行する事務

教育委員会が管理・執行する事務は、道志村教育委員会規則第6号「道志村教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則」第2条に規定されている以下に示す15項目の事務を管理・執行しているが、そのうちの6項目と教科用の図書採択の決定に関することについて自己点検・評価を行った。評価項目の教育行政の運営に関する基本方針を定めることについては、平成31年4月の定例会において「道志村いじめ防止基本方針」を制定し、令和2年3月の定例会では、「道志村教育情報セキュリティポリシー」の制定について活発な審議を行うなど、教育行政にとって重要な基本方針の方向性を定めた。

- (1) 教育行政に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校、その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。
- (3) 1件の予定価格50万円を超える教育財産の取得及び処分を申し出ること。
- (4) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。
- (5) 前2号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること及び懲戒を行うこと。

- (6) 教育委員会事務局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと。
- (7) 勤務評定に関すること。
- (8) 学校、公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 1件の予定価格50万円以上の工事の計画を策定すること。
- (10) 教育委員会規則及びその他重要な規程の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること。
- (12) 法令又は条例に基づく委員の任免又は委嘱に関すること。
- (13) 校長、教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (15) 村文化財を指定し、又は指定を解除すること。

3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務は、教育委員会事務局の主な活動内容を中項目として11項目設定し、さらに小項目21項目に細分類し自己点検・評価を行った。

令和元年度の特筆される事項としては、耐震基準を満たしていない旧道志小学校の解体工事を完了し、地域住民の安全の確保に努めた。

小中連携教育の取組については、道志村立小・中学校のグランドデザインを作成するとともに、総合的な学習の時間における「ふるさと学習」を対象として、小中学校の学習内容の系統化を行い、9年間を見据えた教育目標や教育活動の共有を図った。

学校環境の整備については、小学校裏の焼却炉の解体・撤去と防草シート敷設工事を実施し、小学校においては、電子黒板の導入を行うなど、ICT環境の整備に努めた。

また、令和2年度の校務支援システムの導入に向け、小・中学校の校務用のネットワークの構築を図り、教職員の働き方改革を推進した。

「まち・ひと・しごと創生・総合戦略事業」に位置付けられている「村担教員配置事業」「入学祝金支給事業」「高等学校就学に対する助成事業」等について例年どおり事業を実施し、子育て世代の教育に係る費用の負担軽減を図った。

また、村民誰もが生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、「生涯学習」、「スポーツ」、「文化芸術」の場や機会の提供を行い、各種社会教育・社会体育事業の推進を行った。

Ⅱ 令和元年度 道志村教育委員会の自己点検・評価シート

【自己点検・評価の考え方】

道志村教育委員会は、政策の効果の把握、必要性、効率性等の観点から自ら評価を行い、その結果を公表することにより、政策の立案を的確に行うとともに、村民に対する説明責任を果たすため自己点検・評価を行いました。なお、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務については、道志村総合計画の施策に係る事業及び教育委員会事務局の事務分掌を中心に点検・評価しました。

大項目	中 項 目	小 項 目	評価	評 価 の 根 拠	
1 教育委員会の活動	(1)教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	A	定例会12回実施 臨時会1回実施	
		②教育委員会会議の運営上の工夫	A	委員の都合を配慮しての開催日決定	
	(2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の傍聴者の状況	C	体制整備しているが傍聴者なし	
		②議事録の公開、広報、公聴活動の状況	B	広報等による情報発信 学校閉庁日や臨時休校等の保護者あて通知発出	
	(3)教育委員会と事務局との連携	①教育委員会と事務局との連携	A	定例教育委員会開催 教育委員会主催の各種行事への積極的参加	
	(4)教育委員会と首長の連携	①教育委員会と首長との意見交換会実施	B	教育長による意見交換実施 総合教育会議の開催	
(5)教育委員会の自己研鑽	①研修会への参加状況	A	関東地区、県、南都留連合会等の研修会への参加		
	(6)学校及び教育施設に対する支援・条件整備	①学校訪問	B	年1回(7月)小・中学校の訪問実施	
		②所管施設の訪問	B	学校訪問時に給食センター等の現状の視察	
2 教育委員会が管理・執行する事務	(1)教育行政に関する一般方針を定めること		A	教育基本方針を策定し、学校その他の組織への通知 道志村いじめ防止基本方針制定 道志村教育情報セキュリティポリシー策定	
	(2)教育委員会事務局教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと		A	小中学校村担教員4名 ALTの任用 図書館司書臨時職員の任用 学校給食調理員臨時職員3名の任用実施	
	(3)教育委員会規則及びその重要な規程の制定又は改廃を行うこと		A	令和元年度は規則の制定・改廃はなし 法令を遵守し、上位法に対応	
	(4)教育予算その他議会の議決を経るべき議案の原案について意見を申し出ること		A	遅滞なく定例委員会で処理	
	(5)法令又は条例に基づく委員の任命又は委嘱に関すること		B	スポーツ推進委員、小・中学校評議員、文化財審議委員を委嘱 社会教育委員は欠員の状態	
	(6)文化財を指定し、又は指定を解除すること		A	令和元年度は文化財の指定・解除はなし 文化財審議委員の学習会を実施	
	(7)教科用図書の採択の決定に関すること		A	都留地区教科書採択協議会と連携し遅滞なく決定	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1)学校教育の充実	①教育基盤の構築と教育環境の整備	⑦教育施設整備の充実	A	小学校裏の整備、焼却炉の撤去 校務支援システムインターネット接続環境整備 小学校電子黒板の導入
			⑧小中学校連携教育の推進	A	山梨県小中連携研究協議会への参加 小中連携教育グランドデザインの作成 総合定期的な学習の時間の系統化
			⑨住民に信頼される開かれた学校経営の推進	A	小・中学校の評議員の委嘱 学校開放日の実施
			⑩国際理解教育・国際交流拡大の推進	A	英語助手(ALT)を活用し、小・中学校及び保育所派遣による国際感覚の涵養
			⑪スクールバスの有効活用	A	登下校の他、校外行事への送迎の実施
			⑫ふるさと教育の推進	A	小中学校の学習内容の系統化
	②国・県の補助事業の実施	⑬地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	A	小学校児童の登下校の安心安全を確保するための、スクールガードリーダーの配置	
		⑭特別支援教育就学奨励費支給事業	A	特別支援学級に在籍する児童生徒の家庭の経済的負担の軽減実施	
	③健康的な学校生活の創造	⑯健康教育の充実及び健康管理の徹底	A	児童・生徒、教職員の健康増進事業として各種健康診断の実施	
	④教職員の教育力等の向上	⑰教職員研修への支援	A	教職員が企画または参加する研修会への助成	
	⑤保護者の経済的負担軽減	⑱保護者の経済的負担軽減	A	高校就学助成金の交付 児童生徒就学援助費の支給 小・中学校入学祝金の支給	
(2)公民館、図書館その他の社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること		B	地区公民館、中央公民館の管理 図書貸し出しについて県立図書館と連携		
(3)社会教育委員とそれらの会議に関すること		C	現在欠員 県・他市町村との事務的な連携の実施		
(4)社会教育関係団体の指導育成に関すること		B	自主活動団体への支援		
(5)各種社会教育講座に関すること		B	年間を通して五感の集いや各種教室などの社会教育事業の開催 夏休み期間中の小学生向けの教室の開催		
(6)社会教育資料の刊行、配布等に関すること		B	社会教育の情報を広報に掲載 事業の周知を広報・情報告知端末にて実施		
(7)社会教育のために必要な設備、器材及び資料の提供に関すること		A	設備、器材の維持管理の適切な実施		
(8)情報の交換及び調査研究に関すること		A	南都留社会教育・体育担当者会等への参加		
(9)社会体育の振興、活動に関すること		A	スポーツ推進員主催によるスポーツ教室の開催 体育協会主催によるスポーツ大会等への支援 スポーツ少年団の活動支援		
(10)道志スポーツプラザ屋内プールに関すること		B	施設管理・運営を例年通り実施 通年営業未実施		
(11)青少年に関すること		A	青少年健全育成推進員の協力による、ふれあいゲートボール大会の開催、パトロールの実施(年2回)、県等関係機関との連携による青少年対策事業の実施		

【評価基準】

A・・・達成している B・・・ほぼ達成している C・・・改善の余地がある D・・・達成していない、改善すべき

Ⅲ 道志村教育委員会の自己点検・評価

1 「教育委員会の活動」について

(全般的評価)

○評価のAが4項目、Bが4項目、Cが1項目となっている。全体的に高い評価であり、会議も活発に建設的に行っている。今後も保護者・地域の人々、各種委員等と連携し教育行政に生かし、「いじめ、家庭教育、児童虐待」などの課題の把握にも留意する。

(1) 教育委員会の会議の運営改善

①教育委員会会議の開催回数

○会議を毎月1回開催するなど活発な議論や情報交換等を行い、委員会運営を円滑に実施した他、令和2年2月には、新型コロナウイルス感染症対策のための、公立学校の臨時休業の国・県からの要請に伴い、「新型コロナウイルス感染対策について」を議題として臨時会を開催し、道志村立小・中学校の臨時休業について審議するとともに、感染症対策についての協議を行った。

②教育委員会会議の運営上の工夫

○委員の都合を配慮し開催日時を決定した。

(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信

①教育委員会会議の傍聴者の状況

○傍聴についての体制は整えているが、令和元年度は、教育委員会会議の傍聴者はいなかった。会議の公開は、守秘義務が課せられる案件もあるので、慎重に対応する必要がある。

②議事録の公開、広報、公聴活動の状況

○令和元年度は、議事録の公開は行わなかったが、今後は、議事録の公開に向けて検討していく。広報活動については、可能な限り「広報どうし」を活用し、教育委員会や学校からのお知らせを掲載した。また、情報告知端末でイベントや教育委員会活動の情報発信を行った。また、「学校閉庁日」や「臨時休業」等については、教育委員会と学校の両組織から保護者あてに通知を発出し、理解を求めるとともに情報提供を行った。今後も引き続き積極的な情報発信に努める。

(3) 教育委員会と事務局との連携

①教育委員会と事務局との連携

○教育委員と事務局職員で先進地の視察研修を実施し、事務局が出席した研修会の内容などについての報告を定例教育委員会で求めるとともに、事務局で計画した事業について協議を行い参画した。

また、首長部局や村議会との意思疎通が図れるように重要事項の報告を行った。

(4) 教育委員会と首長との連携

①教育委員会と首長との意見交換会実施

○「総合教育会議」の開催により、首長を交えた会議を実施し、幅広く教育行政にあたって意見交換した。今後も、未来を担う子供たちのために教育環境はどうあるべきかを会議で協議していく。

○「総合教育会議」について、教育委員会の政治的中立性・継続性、安定性の確保、独立性の維持を図り、首長部局と連携を密にすることにより、教育行政をより機能的で強固なものにしていく。

(5) 教育委員会の自己研鑽

①研修会への参加状況

○関東甲信越静、県、南都留等の教育委員会関係の研修会に積極的に参加した。また、道志村独自の研修としては、令和2年度から小学校の新学習指導要領において、外国語科の授業がスタートすることから、タブレットを使いフィリピンとオンラインでつないだ英会話教育を実施するなど、外国語教育の先進地自治体の視察研修を行った。これらの研修会等をとおして教育行政についての知識を深め、教育委員一人一人が、「教育行政」を担う責任を認識し、村の教育を支え、教育行政を発展させていくものと考えている。

(6) 学校及び教育施設に対する支援・条件整備

①学校訪問

○教育委員による学校訪問を7月に実施し、学校施設の整備状況の確認や授業観察、教職員との意見交換を行った。また、運動会や学園祭など学校の諸行事への参加を積極的に行い、学校の現状把握や要望の理解に努めた。これらの学校訪問等は、大変有意義であるため、今後も継続していく。

②所管施設の訪問

○給食センター、プール等施設の現状を視察し、維持管理について現場担当者から意見を聴取し、老朽化に伴う機器等の整備を行った。

2 「教育委員会が管理・執行する事務」について

(全般的評価)

○評価のAが6項目、Bが1項目となっており、全体的に高い評価になっている。
事務処理は遅滞なく処理している。

(1) 教育行政に関する一般方針を定めること

○年度当初に道志村教育基本方針を策定し、このうち学校教育の指針については、小・中学校に示し、これに沿った学校毎の学校経営方針を策定するよう指示している。また、平成31年4月に「道志村いじめ防止基本方針」を制定し、令和2年3月には、「道志村教育情報セキュリティポリシー」の制定について、審議を行うなど、教育行政にとって重要な基本方針の方向性を定めた。

(2) 教育委員会事務局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと

○小学校に2名、中学校に2名の村担教員を配置し、それぞれ、特別支援学級への加配とチームティーチングを実施し、確かな学力の向上を図った。また、JETプログラム推進事業でALTを任用し、小中学校の外国語教育を充実させると同時に、地域レベルの国際交流の進展や国際化の推進を図った。また、図書館司書1名と学校給食の調理員3名の臨時職員を雇用し、学校図書館の運営及び学校給食の円滑な運営と学校における食育の推進を図った。

(3) 教育委員会規則及びその他重要な規程の制定又は改廃を行うこと

○令和元年度については、規則の制定改廃はなかったが、適切に処理はしている。

(4) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の原案について意見を申し出ること

○遅滞なく定例教育委員会において審議を行った。

(5) 法令又は条例に基づく委員の任命又は委嘱に関すること

○条例に基づきスポーツ推進委員、小中学校評議員、文化財審議員の委嘱を行った。社会教育委員は、現在欠員の状況であるが、社会教育活動については、事務レベルで、県や近隣市町村と情報交換を行う中で、道志村にあった事業を積極的に展開している。

(6) 文化財を指定、又は指定を解除すること

○令和元年度については、文化財の指定・解除は行っていないが、委嘱している文化財審議委員が、現在指定している村の文化財の現状の確認を行っており、適切に処理している。

(7) 教科書用図書の採択の決定に関すること

○都留地区教科書採択協議会と連携し、令和2年度から使用する小学校教科用図書と令和2年度のみ使用する「特別の教科道徳」以外の中学校教科用図書について教科書の採択を遅滞なく決定している。

3 「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」について

(全般的評価)

○評価のAが15項目、Bが5項目、Cが1項目となっている。全体的に高い評価になっており、事務処理は遅滞や遺漏なく処理している。

(1) 学校教育の充実

○令和元年度は、耐震基準を満たしていない旧道志小学校の解体工事を完了させ安全確保に努め、小学校裏の整備と焼却炉の撤去工事を実施し、安全でよりよい学校環境の整備を行った。また、令和2年度導入予定の校務支援システムの構築に先立ち小・中学校ともにインターネット接続環境の整備を行い、教職員の働き方改革を推進する環境を整えた。

また、教育長、小・中学校長・教頭、教育委員会事務局による学校運営委員会を10回開催し情報共有や、新学習指導要領の実施、ICT教育の推進、児童・生徒の登下校の安全確保、教職員の教育力向上の取組等について意見交換を行い取り組んだ。その他、新型コロナウイルス感染症の対応を検討するため、臨時校長会を3回実施し、臨時休業や卒業式などの学校諸行事等の縮小や感染防止対策について協議を行い、それについて取り組んだ。新型コロナウイルス感染症対策については、日々刻々と状況が変化する中、関係機関と連携し迅速な対応が出来たと高く評価する。

①教育基盤の構築と教育環境の整備

○教育施設整備の充実、小中学校連携教育の推進、住民に信頼される開かれた学校運営の推進、国際理解教育・国際交流拡大の推進、スクールバスの有効活用、ふるさと教育の推進を図り、国際感覚、郷土愛を養うとともに、小中学校評議委員の委嘱を行い、学校と地域の連携の進め方等校長の行う学校運営に関し、意見と助言をいただいた。

また、令和2年度の校務支援システムの導入に向け、小・中学校の校務用のネットワークの構築を図り、小学校に電子黒板を導入するなど、ICT教育を推進した。これらの取組は教育基盤の構築と教育環境の整備として高く評価する。

②国・県の補助事業の実施

○地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業を活用しスクールガードリーダーによる小・中学生の通学時の安全の確保及び財源の確保に努めた。また、例年どおり道志村通学路安全推進協議会委員による通学路の安全点検を行うとともに、スクールガードリーダーの提案により、道志村小・中学校児童生徒登下校時見守り隊を12月に結成し、児童生徒の通学の安全確保に努めた。

また、特別支援教育就学奨励費支給事業を活用し、特別支援学級に在籍する児童生徒の家庭の経済的負担の軽減を行った。

③健康的な学校生活の創造

○児童・生徒、教職員の健康増進事業として、各種健康診断を実施するなど、例年どおりの取組を行った。

④教職員の教育力等の向上

○小・中学校が合同で計画した研修会への費用を助成し、教職員の資質の向上を図った。また、教職員で構成される道志村教育協議会において、小中交流事業研究会や夏季研究会等を開催し、授業改善について研究を行った。

⑤保護者の経済的負担の軽減

○「まち・ひと・しごと創生・総合戦略事業」に位置付けられている「小中学校入学祝金事業」、「高等学校就学に対する助成事業」を実施したほか、準用保護世帯に対して「児童生徒就学助成金」の支給も行い、小学校から高校までの子供を持つ保護者への切れ目のない経済的支援を行った。

(2) ～ (11)

○社会教育関係事務は、地区公民館、中央公民館の維持、管理及びやまゆりセンターの管理を適切に行った。特に、やまゆりセンターは夜間休日も活用可能な体制で対応した。令和元年度は、川原畑地区の生活改善センターの屋根の塗装を行ったが、今後も計画的に地区公民館、中央公民館、やまゆりセンターの修繕を行う。社会教育事業として、五感の集いや、茶道教室・布草履教室等の各種教室及び夏休み期間中の小・中学生向けのお菓子作り教室等を開催するとともに、社会教育の情報や事業の周知を広報、情報告知端末にて発信した。

また、自主的な活動を行っている社会教育関係団体に対して、活動の場や「やまゆりセンターまつり」などの発表の場の提供を行った。新規事業を開設したことで、多くの生涯教育の場を提供でき、やまゆりセンターまつりへの参加者を増やすきっかけにもなった事は、評価に値すべき点である。

現在、社会教育委員が欠員となっているが委嘱の必要性について検討を行うとともに、県や他市町村との連携を密に行い社会教育事業への取組をさらに強化していきたい。

○社会体育関係事務は、スポーツ推進委員主催のNew Sports教室を開催しスポーツの普及に努めると同時に、体育協会（現スポーツ協会）事業等を支援し、スポーツの振興を図った。また、体育協会（現スポーツ協会）や剣道、野球、空手、サッカー等のスポーツ少年団の活動支援を行った。スポーツプラザ屋内プールの維持管理に努め、小・中学校に体育授業の場を提供した。今後も村民の体力向上や健康増進を目的に、スポーツの振興に努めていきたい。

○青少年健全育成推進会議と連携し、青少年ふれあいゲートボール大会、愛のパトロールを実施した。また、青少年育成推進員に会議をとおして青少年の健全育成について説明し理解を求めた。青少年健全育成の取組については、学校や各種団体と連携し、地域全体の力を高めて行く必要がある。

4 総合評価

◎教育委員会の活動や管理執行した事務について、自己点検・自己評価を行った。

①教育委員会の活動については、さまざまな分野で方針や施策を示し、実態把握等を適切に行い各種事業について概ね計画に沿って進んでいる。

②学校教育については、ハード面、ソフト面、両面の教育環境の整備・充実に努めているが、一人一人の確かな学力の定着に向け一層の努力が必要である。また、今後、更に小中連携教育を深め、道志村ならではの教育スタイルを確立する必要がある。

③社会教育・社会体育については、計画どおり諸施策を推進した。村民の地域活動を高める取組は、一層の努力を図る必要がある。

概ね計画どおり事業が執行されているが、事業ごとの点検評価を行い、課題については改善し、諸施策の推進に取り組む。いじめ防止については、「道志村いじめ防止基本方針」に沿った対策が実施できるよう組織体制を整える必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の対策やソーシャルメディアの普及など、時代の変化による課題等も山積しているため、学校や、各種団体等と連携し、地域全体としての教育力を向上して行けるよう、なお一層の努力を図る必要がある。